

平成 2 6 年度

第 2 回東京都食品安全審議会検討部会

日時：平成 2 6 年 7 月 7 日（月）午後 2 時 5 9 分～

場所：東京都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 3

午後 2 時 5 9 分開会

【田崎食品監視課長】 お待たせいたしました。定刻やや前でございますけれども、ただいまから平成 26 年度第 2 回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お足元の悪い中、お忙しいところ、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、食品監視課長の田崎でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、着席させていただきます。

では、まず、委員の皆様の出席状況の確認をさせていただきます。本会は、東京都食品安全審議会規則第 6 条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないこととなっております。ただいまご出席の委員は 8 名でございます。過半数に達してございまして、定足数を満たしておることをご報告申し上げます。なお、小島委員につきましては、ご欠席の旨、ご連絡をいただいております。また、生活文化局の吉村課長は 30 分ほど遅れてまいるということでございました。

事務局職員につきましては、お手元の名簿をご参照いただければと思います。

それでは、大屋部会長に審議の進行をお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【大屋部会長】 それでは、議事に入ります前に、事務局から配付資料について確認をお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 それでは、本日の資料でございます。まず、議事次第がお手元でございます。そして、座席表、名簿、審議会関係条例をそれぞれ 1 枚紙でお配りしておりますので、ご確認願ひます。そして、本日議事に使わせていただきます資料といたしまして、資料 1 から 3。また、参考資料といたしまして、東京都食品安全推進計画基本施策次期計画（案）。そして、机上の資料といたしましては、推進計画の冊子、以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

お手元の資料で不足しているものはないでしょうか。よろしいですか。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

去る 5 月 14 日に本年度第 1 回検討部会を開催いたしまして、東京都食品安全推進計画の改定について、皆様からいろいろなご質問、ご意見等を頂戴いたしました。

本日は、まず、その内容及び対応について、事務局から説明をいただきました後に、本日の案件でございます、答申（案）の中間まとめ検討部会（案）について、皆様にご審議いただくことになっております。

それでは、事務局から前回の検討部会での主な質問、意見とその対応について説明をお願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当係長の高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから資料のご説明をさせていただきます。

まず、資料 1 をごらんください。こちらは、本年 5 月 14 日に開催されました平成

26年度第1回東京都食品安全審議会検討部会での主な質問、意見、それと、その対応についてまとめたものです。ご質問、ご意見は、全体に関するものと次期基本施策に関するものに大きく分けて記載してあります。

まず、1ページ目の全体に関することをごさいますけれども、二つのご意見に分けております。

一つ目ですが、節目に当たる3年目の時点で、これまでの計画を総括し、見直していただきたいという内容でございます。

対応としましては、推進計画の中間時期におきまして、進捗状況を都民に広く公表すべきであることと、計画の途中段階であっても、必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきであること。このようなことを中間のまとめ（案）に記載しております。

なお、このことは現行の推進計画、机上に配付しておりますけれども、この46ページの「計画の実施と見直し」に同様の内容が記載されております。

次に、二つ目です。新たな世の中の動きに対して、きちんと消費者の安全・安心が担保される施策が的確に行われるために、本計画は非常に重要であることを考慮いただきたいというご意見です。

対応としましては、推進計画を改定するに当たり、東京都食品安全条例の基本理念のもと、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続、これを基本としまして、平成22年度以降に生じた食品の安全に関する諸課題や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、この開催も見据えた今後の課題を整理して、都における食品の安全を確保する施策を一層推進していく必要があるということを経済まとめ（案）に記載しております。

2ページ目をごらんください。こちらからは、基本施策の次期計画（案）に関するものとといった項目でまとめてあります。施策の柱ごとに、また、施策のナンバー順に記載しております。

まず、施策の柱1についてですけれども、三つのご質問、ご意見に分けております。

一つ目は、次期計画（案）No. 1の「東京都エコ農産物認証制度」の推進に関連しまして、今までのGAPについて、これをどう今後取り組んでいくのかといったご質問です。

こちらは、前回の検討部会でも事務局から説明しておりますけれども、都ではGAP手法導入指針、これを農業者が農業生産の工程管理を行うための一つの道具として策定しております。GAPの考え方につきましては、今後も農業改良の普及指導に当たって、活用していくとしております。

続いて、二つ目のところですが、次期計画のNo. 2、食品衛生自主管理認証制度に関するものです。ご質問、ご意見は3点にまとめて記載しております。1点目は、今後、目標とする数値を決める予定はあるのかというものです。2点目は、事業者の認証取得を推進させるための具体策はどのようなものかというものでして、お客に対してアピールできるような手法を検討してはどうかといった内容です。3点目は、国際規格と整合させたということですが、国際規格を取得できるのは大規模製造施設に限られる。そこで、小規模な施設の衛生水準を向上させるというのが認証制度

の当初の目的ではなかったかというものです。

これらのご質問、ご意見への対応ですけれども、食品衛生自主管理認証制度の推進につきましては、次期推進計画の重点施策としているということと、小規模施設でも認証取得につながるよう、事業者の衛生管理の達成段階に応じて確認や評価を行い、都民へアピールできる制度を構築するなどして制度の普及を図っていくことを考えております。

三つ目は、HACCP導入型基準に関するものでして、ご質問、ご意見を3点にまとめてあります。1点目は、食品衛生自主管理認証制度、これとHACCP導入型基準、このどちらを存続させるほうがいいのかということ、あるいは、整合ですとか調和することができるのか、このような点について整理していただきたいというものです。2点目は、HACCP導入型基準に取り組みない事業者の衛生管理について、今後どのように対応するのかというものです。3点目は、HACCP導入への支援、これを行政が直接手がけるのか、あるいは、食品衛生自主管理認証制度のように民間が実施する形を想定しているのかというものです。

対応としましては、都の独自の制度であります自主管理認証制度ですけれども、これはHACCPの土台となる衛生管理である一般的衛生管理を充実させていくというものでございます。それと、食品衛生法のHACCP導入型基準。これらを事業者が規模や実情にあわせて選択することにより、自主的衛生管理の向上が図られます。このため、いずれも重点施策としております。また、HACCP導入型基準の技術的支援については、事業者への周知を含め、今後、検討していくこととしております。

3ページ目をごらんください。施策の柱2に関しましては、次期施策のNo. 23、「健康食品」の対策について、7点のご質問、ご意見にまとめております。

1点目は、保健所や消費生活センター間のホットラインを構築するということです。2点目は、「健康食品」に関して相談・指導できる人の保健所への設置ですとか、人材の養成に関することです。3点目は、栄養機能食品の収去検査について、新制度でも引き続き実施していただきたいというものです。4点目は、栄養機能食品の安全性について、都のチェック体制の構築に関することです。5点目ですけれども、新たな機能性表示制度につきましてわかりやすいリーフレットを作成したりですとか、啓発に関することとなっております。6点目は、機能性表示の情報公開が義務づけられた場合の公開されたデータに対する監視に関するものです。最後の7点目ですけれども、景品表示法に関連しまして、広告の不当表示についての監視強化に関することでございます。

対応としましては、「健康食品」対策については、重点施策としまして、引き続き各局連携し、試買調査等の対策を実施していくことと、また、新たな機能性表示制度をはじめまして、関係法令につきましても、講習会などを通じて事業者に対する制度の周知を図っていくこととしております。

4ページ目をごらんください。施策の柱3に関することとなります。施策の柱3につきましては、五つのご質問、ご意見にまとめております。

一つ目のご意見ですけれども、次期施策No. 31、新たな施策ですが、「食品中の放射性物質等、食品安全情報の世界への発信」につきまして、どのような情報の発

信を想定しているのか。また、放射性物質だけでなく、衛生管理水準の高さといった情報についても世界に発信していただきたいというものです。

対応としましては、都内の農畜水産物や都内の流通食品に対する放射性物質のモニタリング検査結果、これは現在も取り組んでいることとなりますけれども、このような情報をはじめとしまして、必要とされる情報を精査して、ホームページなどで発信していく取組を実施していきたいと考えております。

二つ目のご質問ですけれども、次期施策No. 33の「食物アレルギーに関する理解の促進」につきまして、福祉保健局による保育所等のアレルギーを持つ子供に係る人材の資質向上とありますが、学校についてはどのように捉えているのかといったご質問です。

対応としましては、食物アレルギー対策については、重点施策に位置づけておりまして、引き続き学校・保育所等の関係者向け研修を実施し、人材の資質向上を図っていくことを考えております。

三つ目のご意見ですけれども、健康や食生活に関する教育に力を入れていただきたいというものです。

対応としましては、基本施策No. 34に「食品の安全に関する食育の推進」という施策がございますので、この施策の中で各局連携の上、実施していきたいというふうに考えております。

四つ目のご意見ですけれども、施策の柱3の表題に係る内容でございまして、現行の計画にあります「協力」といった文字が、この案では削除されていますが、この制度を普及させるためには、消費者の応援（協力）が必要であるために「協力」というものは入れるべきではないかというご意見でございます。

対応としまして、ご意見を踏まえまして、施策の柱3を「世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進」と、現行と同様に「協力」についても表題に加えております。

五つ目のご意見ですけれども、遺伝子組換え食品の安全性について国民、都民も含めましての理解はまだ低いため、都独自で検証試験を行い、結果の情報発信をしていただきたいというものです。

対応としましては、現時点では、都独自に遺伝子組換え食品の安全性試験を行うといったことは考えておりませんが、安全性未審査の遺伝子組換え食品を混入しているかどうかの検査などを引き続き実施していきたいというふうに考えております。

資料1の説明は以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から資料1につきまして、前回の検討部会でいただきました主な質問、意見及びその対応について説明がありました。ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいですか。それぞれ質問、ご意見出した方、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【大屋部会長】 それでは、次に、〈答申（案）の中間まとめ〉検討部会（案）について、説明をお願いいたします

【高橋食品安全担当係長】 それでは、使います資料は、資料2、それから資料3になります。

まず、資料2でございますけれども、A3判の1枚紙となっております。こちらは、東京都食品安全推進計画の改定について〈答申（案）の中間まとめ〉検討部会（案）概要としまして、中間のまとめの内容を1枚の紙にまとめたものとなっております。

構成でございますけれども、中間まとめは、第1章から第3章までの3章構成としております。

第1章は、資料の左端の欄に書いてありますが、「計画の改定に当たっての考え方」です。第1節と第2節と二つの節に分けてありますが、第1節は、「計画の基本的事項」としまして、1「食品安全条例と推進計画との関係」では、食品安全条例第7条に推進計画の策定に関することが規定されておりますので、この第7条に基づき策定するとしています。

2「計画の基本的視点」でございますが、食品安全条例の目的、それから基本理念を踏まえまして、諸課題を解決していくということを基本的視点としております。

3「計画の構成」ですけれども、生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系、これを基本施策としまして、その中から重点的に取り組むべき施策を選定していくということ。それと、推進計画の実施に向けた考え方と、大きくこのような構成としております。

4「計画の期間」ですけれども、オリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、来年度の平成27年度から2020年、平成32年度までの6年間としております。

第2節でございますが、「課題と対応の方向性」としまして、計画の基本的視点に対応した3点を「施策の柱」に位置づけ、課題を整理しております。

まず、施策の柱1でございますけれども、「国際動向を見据えた事業者による安全確保の推進」としまして、課題としまして2点挙げております。ノロウイルスですとか、腸管出血性大腸菌O-157の食中毒といった問題、それと、冷凍食品への農薬の混入といった課題がございます。

対応としましては、事業者による自主的衛生管理の推進が重要であるとしておりまして、具体的に都独自の認証制度の普及と、あとはHACCPシステムの普及という2点を挙げております。

施策の柱2でございますが、「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」としておりまして、課題として2点挙げております。食品流通のグローバル化の進展、それと、食品表示法の施行など新たな食品表示制度でございます。

対応としましては、グローバル化につきましては、海外を含めた情報の収集・分析・評価が必要であるということ。それと、新たな食品表示制度の普及ですとか、体制の整備が必要であるということとなっております。

施策の柱3でございますけれども、「世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進」です。課題としまして3点挙げさせていただいております。1点目が食品中の放射性物質対策、2点目が都民自らが判断して食品を選択できる環境づくり、3点目が食物アレルギーです。

対応としまして、放射性物質対策等をはじめとしました食品安全情報の世界への発信ですとか、都民・事業者・行政の意見交換の場の充実、これはリスクコミュニケーションに該当しますけれども、このようなものの充実、それと、総合的な食物アレルギー対策としております。

第2章でございますけれども、真ん中から右にかけて大きく囲ってあるところでございます。

第2章は、「食品の安全確保のための施策」としまして、第1節から第3節までの三つの節に分けております。

まず、第1節ですけれども、「施策の体系化」といたしまして、推進計画を総合的に実施するために施策を体系化するとしております。このために、今説明申し上げました「施策の柱1」、「施策の柱2」、「施策の柱3」、これに基礎研究ですとか、人材育成など、施策の土台となる取組を「施策の基盤」として位置づけようと考えております。

第2節、「基本施策」ですけれども、都における生産から消費に至る食品安全確保施策、この46施策を「施策の柱」、それから「施策の基盤」ごとに一覧として取りまとめております。

第3節、「重点施策」ですが、課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策を基本施策から選定しております。

なお、重点施策選定の視点としましては、点線で囲ってあるところに3点書いておりますけれども、1点目としては、食品安全に関する事件・事故の未然防止・拡大防止対策の充実となっております。2点目として、国際動向を踏まえた自主的衛生管理の普及拡大ですとか、食品表示などの新たな制度への対応としております。最後、3点目としまして、食品の安全に関する情報の世界への発信や関係者間の協力・相互理解の促進としております。このような視点から重点施策を選定いたしました。

右の図で、都における食品安全確保施策の総合的な体系と、少し文字が小さくなっておりますけれども、こちらに左から、施策の柱、施策の基盤を体系づけておりまして、一番右端にNo. 1から46までの基本施策を列挙して体系化しております。なお、重点施策につきましては、11の施策を選定しておりまして、それぞれ☆印でマークをつけてございます。

第3章ですけれども、「推進計画の実施に向けた考え方」ということで、資料の一番下を書いてございます。こちらは、第1節と第2節と二つの節に分けて記載しておりますけれども、第1節では、「施策の推進体制」ということで、関係各局が適切に連携し、全庁的に施策を推進していくということ。それから、各種審議会等の意見、提言を活用しまして、施策を推進していくということを記載しております。

第2節では、「推進計画の実施と見直し」といたしまして、重点施策を中心に進捗状況を把握し、適切な点検と進行管理を実施していくということです。具体的には、進捗状況を毎年、食品安全審議会へ報告するということと、中間時期には広く都民に公表するということです。

最後ですけれども、新たなリスクの顕在化等、状況の変化が大きい場合は必要に応じて計画の見直しを検討するということを記載しております。

以上が概要でございます。

続きまして、本文のほうのご説明をさせていただきたいと思っております。

使用します資料は、資料3のA4判の冊子となっておりますのでございます。「東京都食品安全推進計画の改定について〈答申（案）の中間まとめ〉（案）」とさせていただきます。

まず、本文をめくっていただきますと、目次がございます。

それから、1ページ目に「はじめに」とあります。この「はじめに」では、現行の推進計画が平成26年度、今年度で終了するということから、本年2月14日付で知事から食品安全審議委員会に推進計画の改定について諮問を受けたということと、審議会では検討部会を設置して、専門的、具体的に検討し、答申（案）の中間まとめとして取りまとめたといったことを述べてあります。

2ページ目からは、第1章でございます。「東京都食品安全推進計画の改定に当たっての考え方」となっております。

まず、前段で、これまでの推進計画策定の経緯ですけれども、平成17年に初めて策定して、平成22年に改定したということです。この22年に改定したものが現行の推進計画となっております。

推進計画に基づきまして、各局連携のもと、全庁横断的に施策を推進してきたことと説明しておりますが、それと、現行の計画期間中にもノロウイルスですとか、腸管出血性大腸菌による食中毒、偽装表示といった課題が発生しているということと、平成23年3月には原子力発電所事故、このような事故も起こっておりまして、食品中の放射性物質といった新たな課題が生じているといったことを記載してあります。

このため、推進計画の改定に当たっては、食品安全条例の基本理念のもと、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、現行の計画がスタートしました平成22年度以降に生じた食品安全に関する諸課題、これと、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた課題を整理して、施策を一層推進していく必要があるとしております。

第1節でございますけれども、「推進計画の基本的事項」でございます。1番の「食品安全条例と推進計画との関係」でございますが、概要でご説明したとおり、条例第7条に基づいて計画を策定するとしております。点線の中には、条例第7条が抜粋してございます。

2点目の「推進計画の基本的視点」でございますけれども、まず、食品安全条例の目的でございますけれども、これは食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」こととございます。このために、基本理念が三つございますが、一つ目が「事業者責任を基礎とする安全確保」、二つ目が「最新の科学的知見に基づく安全確保」、三つ目が「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」といった、この三つの基本理念を掲げております。

このため、推進計画は、条例の目的、基本理念を踏まえまして、食品を取り巻く課題の解決を図っていくべきと考えております。

3番目の推進計画の構成につきましては、1番目の基本施策、それから（2）の重点施策、それから推進計画の実施に向けた考え方といった大きな構成としております。

4点目の計画の期間ですが、オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、平成27年度から32年度までの6年間としております。

4ページ目でございますけれども、こちらで食品の「安全」と「安心」の考え方を整理しております。これは、現行の計画の7ページにも記載してありますとおり、今までの計画を踏襲した考え方を、改めてここでも記載させていただいております。

5ページ目でございますが、第2節、食品の安全に係る課題と対応の方向性です。ここでは、先ほど申し上げました推進計画の基本的視点に基づき、施策の柱を三つ設けまして、課題とその対応を整理しております。

まず、施策の柱1、「国際動向を見据えた事業者による安全確保の推進」です。これは、条例の基本理念にあります、1番目の「事業者責任を基礎とする安全確保」に対応しております、主に事業者側の取組となっております。

課題としては、大きく2点にまとめてあります。1点目は、ノロウイルスですとか、腸管出血性大腸菌食中毒の発生、特にノロウイルスは、1件当たりの患者数が多く、大規模化する傾向にあることですとか、腸管出血性大腸菌では、全国的には死亡事例も発生しているといったことを挙げております。

2点目としては、昨年末に発生しました冷凍食品へ意図的に農薬が混入された事件です。この事件では、事件性と全国的な広がりから食品の安全に対する不安が高まりまして、事業者の苦情対応ですとか、危機管理対応が問題となっております。

こうした事件や事故を未然に防止するためには、食品の生産から消費に至る各段階で事業者による自主的衛生管理を一層推進することが必要となるということですので、昨年6月に政府が閣議決定しました「日本再興戦略」、こちらでも「日本の食品の安全・安心を世界に発信するために、海外の安全基準に対応するHACCP、このシステムの普及を図る」としております。このために、自主的衛生管理は、国際的な規格や基準と整合させるなど、国際動向を見据えて推進していくべきであるとしています。

対応としましては2点挙げております。

まず、自主管理に関することにつきましては、農産物の生産段階ですとか、食品の製造から販売における自主的な取組に対しまして、都が独自に認証する制度の普及を図っていくということでございます。制度の普及に当たりましては、事業者の取組の段階に応じた認証区分の設定や認証基準の国際規格の整合などを通じて認証取得を促進するとしております。

また、2点目は、国際基準であるHACCPシステムの普及を図るとしております。

続いて、6ページ目でございます。施策の柱2でございます。「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」です。これは、条例の基本理念の最新の科学的知見に基づく安全確保に対応しております、主に行政側の取組となっております。

課題としては2点ございまして、1点目が食品流通のグローバル化に伴います輸入食品の対策、これの充実が必要であるということでございます。特に東京は、輸入食品の流通の中核であるということから、都の対策が国全体へつながる側面があるといったことも言及しております。

2点目としては、食品表示に関することです。食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示を一元化した食品表示法の施行ですとか、「健康食品」をはじめとした新

たな機能性表示の導入、それと、飲食店メニューなどの偽装・誤表示を端緒としました景品表示法の都道府県知事の権限強化といった新たな食品表示制度に適切に対応する必要がありますといったことを述べております。

対応としましては、輸入食品につきましては、輸入食品を含めた食品の安全を科学的根拠に基づき確保するために、海外を含めた幅広い分野の情報を収集し、分析・評価を行い、対策を実施することとしております。

2点目としましては、新たな食品表示制度について、制度の普及や相談・監視体制の整備を行うことを記載しております。

施策の柱3でございます。「世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進」です。こちらは、条例の基本理念と事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保に対応しております。

課題としては3点挙げております。

1点目は、放射性物質に関連する内容となっております。平成23年に発生しました原子力発電所における事故以来、食品中の放射性物質に関する対策を始めております。基準値を超えるような食品というのは減少傾向にありますが、放射性物質に関する不安の払拭のためには、放射性物質モニタリング検査結果の公表ですとか、関連情報の周知といった対応が求められるとしております。

2点目としましては、リスクコミュニケーションに関することです。都民自らが判断して食品を選択できる環境づくりが必要であるということと、そのために関係者によるリスクコミュニケーションを一層活発に行うことが重要としております。

3点目としましては、食物アレルギーに関することです。食物アレルギーは、アナフィラキシーショックといった症状もございまして、健康リスクの高いものと言えます。対策は、表示ですとか、製造でのアレルギー物質の混入防止、それから発症時の対応など多岐にわたっております。このために全庁横断的に対策を進めるべきであるとしております。対応としても3点挙げております。

1点目が、オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、食品中の放射性物質対策をはじめとした食品安全に関する情報を世界に向けて発信するということです。

2点目は、都民、事業者及び行政が一堂に会して行う情報や意見交換の場を一層充実させ実施していくということです。

3点目は、食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者間の相互理解と協力を得ながら対策を進めていくということでございます。

8ページ目でございますけれども、こちらからは第2章としまして、「食品の安全確保のための施策」となっております。

第1節では、「施策の体系化」としてございまして、ここでは先ほど申し上げました三つの「施策の柱」と施策を進める上での基礎研究ですとか、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組を「施策の基盤」と位置づけまして、これらに基づき都の各局が推進している全ての食品安全確保施策を「基本施策」とすること、それと、「基本施策」から特に重点的に取り組む施策を「重点施策」とすることを記載しております。

9ページに、「都における食品安全確保施策の総合的な体系」と、概要でもお示し

した体系図を示しております。内容につきましては、後ほどの基本施策、それから重点施策でご説明させていただきたいと思っております。

10ページ目をごらんください。10ページ目以降につきましては、第2節としまして、基本施策の一覧となっております。施策の柱、それから施策の基盤ごとに番号順に取りまとめております。

重点施策につきましては、☆印で示しておりますけれども、後ほど重点施策の項目でご説明いたしますので、ここでは現行計画と比較しまして変更のあった主な箇所をご紹介させていただきたいと思っております。

なお、参考資料としまして、現行計画の基本施策に対する次期計画の基本施策の案を示しております。こちらは、現行計画と、それから次期計画の変更があった箇所を下線部で示しておりますので、ご参照いただければと思っております。

まず、資料3の10ページ目でございますけれども、基本施策、施策の柱1では、No. 1の「東京都エコ農産物認証制度の推進」といった施策を新たに設けております。こちら、現行の施策では、GAPですとか、生産情報提供食品、こららの施策を新たな東京都エコ農産物認証制度の推進とし、重点施策としております。

概要に記載してありますとおり、安全・安心で環境に配慮した農産物の生産を振興するために、化学合成農薬、化学肥料を削減して生産された農産物を認証するとともに、農産物の残留検査も行い、都民に広く情報提供していきます。

二つ目の「食品衛生自主管理認証制度の推進」でございますが、こちらでは施策名に、「国際規格と整合させた」といった言葉をつけ加えております。

また、概要の2段落目以降でございますが、衛生管理向上の取組の初期段階から段階的に評価する、継続的な取組を推進する新たな仕組みの構築、活用を図っております。また、食中毒発生時におけるリスクの大きさを考慮しまして、重点的に認証取得を進める分野の設定により、計画的に認証の取得を推進していくとしております。

三つ目の国際基準であるHACCP導入支援でございますけれども、HACCPの導入支援は現行の計画でもございますが、特に国際基準という言葉を入れております。

この意図としましては、概要の3段落目にあります、「また」以降の「HACCP導入型基準」、これを新たに設けて、事業者への周知や技術的支援を行うといったこととしております。

続きまして、11ページでございますけれども、施策のNo. 9、「事業者に対する講習会等の開催」です。

今までコンプライアンスのセミナーですとか、そういったものを開催しておりますけれども、事業者のコンプライアンスの向上につきましては、事業の内容に応じた講習会の中で行っていくということを記載しております。そのために事業者にとって有益な最新の情報を提供するといった内容となっております。

続いて、12ページ目でございます。この中では、15番が重点施策としまして、「食品安全情報公開委員会による分析・評価」となっております。現行の計画では、施策名が情報評価委員会の運営となっておりますが、より委員会の役割を明確にするために、分析・評価とし、施策名の変更をしております。

続いて、13ページでございますけれども、18番に「畜産物等の安全対策」、そ

れから、19番に「と畜場における食肉の安全確保」とございます。現行の計画では、「BSE対策」が一つの施策となっておりますけれども、今後は生産現場におけるBSE対策につきましては、18番の「畜産物等の安全対策」に、それから、と畜場におけるBSE対策につきましては、19番の「と畜場における食肉の安全確保」に含めまして、引き続き実施していくということとしております。

続いて、14ページをごらんください。22番の「輸入食品対策」が重点施策となっております。

また、23番の「健康食品」対策でございますけれども、新たに加えた箇所としましては、概要の一番最後の段落、新たに導入される機能性表示制度に適切に対応していくと文言を入れております。

15ページ目では、25番、一番上の行ですが、法令・条例に基づく適正表示の指導とございます。この中では、3法を一元化した食品表示法の施行と、その施行に伴う新たに栄養表示の義務化といったものがございます。この新しい表示基準について周知を図っていくといったことを加えております。

また、26番の「消費生活調査員による調査」では、消費生活調査員が消費者の視点から食品の表示調査を実施しているということですか、都民との協働によりまして適切表示の推進を図っていくといったことを、概要の内容に加えております。

15ページの28番は、「健康危機管理体制の整備」ということで重点施策としております。

16ページでございますけれども、一番上の「食品の安全に関する普及啓発・情報提供」、No. 30でございます。こちらには、現行の施策にある「生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化」といった施策をまとめまして、この普及啓発・情報提供としております。具体的には、各局のホームページですか、SNS、こういったものを利用して、情報を適切にわかりやすく都民・事業者提供するとしております。

31番、重点施策になっておりますが、「食品中の放射性物質対策等、食品安全情報の世界への発信」、こちらは新規の施策でございます。都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果、こういったものをホームページなどを通じて広く提供し、食品中の放射性物質等に関する不安の払拭に向けて、食品安全情報を世界に向けて発信するとしております。

32番の「関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進」は、リスクコミュニケーションに関する内容となっております。

33番、「総合的な食物アレルギー対策の推進」でございますけれども、こちらも重点施策となっておりますが、施策名が現行の推進計画では、「食物アレルギーに関する理解の促進」となっております。こちらは、総合的に実施していく必要があるということから、このような施策名に変更しております。

なお、概要につきましても、3段落目にあります、学校・保育所等における食物アレルギーを持つ子供の日常生活の管理ですか、症状が出た際の対応、こういったものを関係各局が連携して関係者向けの研修を行っていくこと、そして、基礎的な知識を普及し、安心して生活できる環境づくりを進めるとしております。

16ページ、それから17ページ、18、19ページと基本施策が46まで続いておりますけれども、こちらにつきましては、基本的には現行の推進計画の内容となっております。

それでは、20ページをごらんください。第3節としまして、「重点施策」でございます。

まず、1の重点施策の選定の考え方でございますけれども、これは第1章第2節でお示しました課題に対して迅速・的確に対応するために、特に重点的に取り組む施策といった位置づけで基本施策から選定していくということと、推進計画の実施期間である6カ年の間に具体的な成果が得られるように推進をしていくべきだと記載してございます。

施策の選定の視点は、四角で囲っておりますローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲで、概要で説明したとおりとなっております。

2としまして、「重点施策の内容」でございますけれども、先ほども☆印で示しました11の施策、これを重点施策として選定しております。

その内容でございますが、重点施策の1番、「東京都エコ農産物認証制度の推進」でございますけれども、やはり食品流通の出発点であります生産段階、これは食品の安全・安心の確保のためには、自主管理を促進する取組というのが重要であるということと、また、昨年度、都民アンケートとしまして、都政モニターアンケートといったものを実施しております。この結果、食品の安全を確保するために最も重要と考える段階といったものはどこですかといった質問がございまして、生産段階であると答えた人が55.6%と、半数以上を占めていたといった状況でございます。

さらに、生産段階での土づくりの技術ですとか、化学合成農薬、化学肥料を削減するといった環境に配慮した取組、こういったものも評価されるべきものであるとしております。

このために、このような取組が行われた農産物を取組の段階に応じて認証することと、認証農産物の栽培情報の確認ですとか、残留農薬の分析を実施しまして、その結果をPRすること、こういったことにより、消費者が安心して食品を選択することへの大きな支援になるものと考えられます。

具体的な事項としては3点挙げておりますが、環境に配慮した栽培技術の普及、認証対象農産物の増加に向けた検討、生産者や食品事業者、消費者への制度や認証マークの周知と挙げております。

重点施策2では、「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」としてしております。食品衛生自主管理認証制度は、都の独自の制度でございますけれども、現在、食品衛生法と食品製造業等取締条例に規定された全ての業種が対象となっております。このために、食品の製造から販売までのあらゆる段階における自主管理を促す制度となっております。また、認証基準を国際規格と整合させて事業者への国際認証取得へのステップとなるような制度でもございます。

都としましては、これまでも認証制度の普及に取り組んでまいりましたが、今後、事業者の衛生管理の達成段階に応じて確認や評価を行うことにより、自主的衛生管理の普及拡大を促し認証取得につなげていくといったこと、このような取組により、制

度の普及を図っていく必要があるとしております。

具体的な事項としては4点挙げていますが、「本部認証」、「特別認証」といった昨年から実施しております制度の活用による認証制度の普及、それから、事業者の衛生管理の達成段階に応じた確認や評価の実施、それと、都の審査事業者に対する監査による制度の信頼性の確保、最後に、重点的に認証取得を進める分野の設定としております。

重点施策3では、国際基準であるHACCPの導入支援としております。HACCPというシステムは、国際的に認められた食品安全に関するシステムでございます。現行でも食品衛生法では「総合衛生管理製造過程」の承認制度というのが法的に位置づけられております。

また、さらに国は、将来的なHACCPの義務化といったものを見据えつつ、段階的な導入を図る観点から、都道府県等が条例で定める衛生管理上講ずべき措置、これに関する指針、ガイドラインを本年5月に改正して通知しております。このことにより、HACCPの普及を進めていくとしております。そのために、今後、この指針に基づきまして関係条例の整備ですとか、新たにHACCPを用いて衛生管理を行う場合の基準、HACCP導入型基準と呼んでおりますが、これを規定しまして、関係事業者への制度の周知、技術的支援を行い、国際基準であるHACCPの導入を支援していくべきとしております。

具体的な事項でございますが、上2つの総合衛生管理製造過程の承認に対する施設への技術的支援ですとか、外部検証の実施、こういったものは現行の計画でも実施しております内容でございますが、下2つのHACCP導入型基準の関係条例の規定ですとか、HACCP導入型基準の周知・技術的支援といったものが新たに今後行っていくべきものと考えております。

重点施策4では、「食品安全情報評価委員会による分析・評価」としております。この中では、健康への悪影響を未然に防止するために、食品安全に関する情報を継続的に収集、分析・評価すること、そして、その結果を速やかに施策へ反映させていく、また、わかりやすく都民に提供するといったことが求められているということ。それと、このために都としましても、学術情報、海外情報など、このような情報を広く積極的に収集しまして、情報の信頼性、都民に対する情報提供の必要性、こういったものを食品安全情報評価委員会でも分析・評価して、よりわかりやすく都民等に情報発信していくべきとしております。

具体的な事項としては3点挙げていますが、海外情報などの食品安全に関する情報の収集、それから、情報評価委員会による情報の分析・評価、都民等への情報発信としております。

重点施策5、「輸入食品対策」ですけれども、輸入食品につきましては、先ほどの都政モニターアンケートでも、都が取り組むべきこととしまして、輸入食品に対する監視指導というものが56.6%と半数以上を占めておりました。輸入食品の安全確保につきましては、国での対策というのが一義的なんですけれども、通関後、都内流通後といったものは、都で設置している専門監視班を中心に、輸入業ですとか倉庫業、こういったところに重点的な監視指導を実施することが、最も効率的、効果的である

としております。また、輸入事業者の自主的衛生管理の推進を図るといったことも重要な点であるとしております。

このために、具体的な事項としましては、専門監視班による監視の実施、輸入農畜水産物の検査、海外で使用される農薬の検査法の開発、輸入事業者講習会の開催、専門監視班による輸入事業者の自主管理の支援としております。

重点施策6では、「健康食品」対策を挙げております。「健康食品」につきましては、都民の生活にも広く浸透していると考えられるということと、一部に医薬品成分が混入されているものですか、摂食による健康被害といったものも報告されているという状況でございます。

また、表示に関しましては、不適正表示も見受けられるということから、監視指導の一層の徹底が求められているということと、新たな制度しまして、「健康食品」をはじめとした加工食品、農林水産物を対象とした、科学的根拠をもとに機能性を表示できる方策といったものが国で検討されております。

このような状況を踏まえまして、関連事業者を対象としました関係法令に関する法令の周知を図るために定期的な講習会の開催、それと、「健康食品」を安全に利用するための注意事項などについての都民への普及啓発を充実すべきであるとしております。

具体的な事項としては、流通市販品に対する監視指導、「健康食品」による健康被害事例専門委員会の運営、事業者講習会の開催、福祉保健局のサイトであります「健康食品ナビ」ですとか、啓発資材等を通じた都民への普及啓発、新たな機能性表示制度への適切な対応としております。

重点施策7では、「法令・条例に基づく適正表示の指導」としてしております。表示の機能といたしまして、食品の品質ですとか、健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供すると、そういう役割がございます。このようなことから、都民が食品に対する理解を深めて、合理的な食品選択ができるということがございますので、このような環境づくりを進めることが必要だとなっております。

また、昨年6月に公布されました食品表示法の施行、それから、景品表示法に基づく都道府県知事の権限強化といった状況が見込まれております。このために、このような制度改正に対応するために関係機関、他自治体との連携、それから、監視指導体制の整備、それと、食品を取り扱う事業者への支援、正しい表示に取り組めるような支援が重要であるとしています。

具体的な事項としまして、消費者庁などの関係機関との連携、新しい制度に応じた相談・監視体制の整備、適正表示推進者育成講習会等の開催、DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施としております。

重点施策8では、「健康危機管理体制の整備」としてしております。食品によります重大な健康被害、大規模な食中毒、こういったものが発生した場合は、都の関係各局が連携しまして、被害の拡大防止、それから再発防止を図る必要がございます。このために、平常時におきましても、関係機関の連携体制を構築、強化すべきであるとしております。

そのためには、例えばインターネット回線を使用したテレビ会議等の訓練の実施で

すとか、緊急時対応マニュアルなどの検証、こういったものを常時行っていくということが必要でございます。また、情報発信の視点からは、マスメディア、ホームページを通じた情報発信方法について、平常時から準備していくということでございます。

具体的な事項としては、関係機関との連携体制の構築、緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施、緊急時の情報の収集・発信としております。

重点施策9では、新たな施策としまして、「食品中の放射性物質対策等、食品安全情報の世界への発信」としてしております。これは、現在、原子力発電所の事故によりまして、生産現場における農畜水産物のモニタリング検査、それから流通食品のモニタリング検査、こういったものを実施しておりますが、都民の不安を取り除くためにも、この検査結果ですとか、放射性物質に関する知識の情報提供を行っていくことが重要となります。さらに、食品中の放射性物質対策をはじめとしまして、食品の安全に関する情報を世界へ向けて発信していくことも求められていると言えます。このために、都はオリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、食品安全情報の世界への発信に向けて、具体的な検討も含め実施していくべきであるとしております。

具体的な事項としましては、ホームページを通じた都内産農畜水産物、都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供、それから、食品安全情報の世界への発信に向けた施策の検討としております。

26ページですが、重点施策10としまして、「関係者が一堂に会して行う情報、意見交流の推進」としてしております。食品流通のグローバル化ですとか、生産・加工技術の開発によって、リスクが顕在化することがあります。このために、行政、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことが重要である。そのために、関係者が一堂に会して、それぞれの考え方ですとか、取組を情報交換し、意見交流を行っていくというリスクコミュニケーションをより活発に行っていくべきだと。それと、リスクが正しく理解できるようなホームページ、啓発資材、こういったものでわかりやすい情報の提供を充実をさせていく必要があるとしております。

具体的な事項としましては、都民フォーラムの開催など関係者による活発な意見の交換、それと、ホームページ、啓発資材等による情報提供の充実、児童を対象とした体験型セミナーの開催を挙げております。

最後の施策ですが、重点施策11としまして、「総合的な食物アレルギー対策の推進」としてしております。食物アレルギーは、アナフィラキシーショックといったものを起こすことがあり、このようなことの予防ですとか、症状が起きた場合の対応、これを適切にすることが重要であるとしております。

このために、食品の製造、調理施設に対しては、アレルギー物質の混入防止のための技術指導を行っていくということと、アレルギー物質の表示が義務づけられているものが適切に表示がなされているか、このようなことを確認していくということが求められております。

また、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるために、食物アレルギーを持つ児童の日常生活の管理ですとか、アレルギー症状発生時の緊急時対応、こういうことにつきまして、学校や保育所、幼稚園等への普及を関係各局が連携して進めることが必要であるとしております。

具体的な事項ですけれども、食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導、それと、アレルギー表示に係る検査体制の充実、学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成と、3点を挙げております。

続いて、27ページが最後の章でございますけれども、第3章としまして、「推進計画の実施に向けた考え方」ということで、推進計画実施に当たり具体的に留意すべき事項を挙げております。

第1節では、「施策の推進体制」としまして、大きく3点挙げております。

まずは、都庁内の連携の話でございますが、これにつきましては、食品安全対策推進調整会議といった会議がございますので、この会議の一層の活用を図って積極的に施策を推進していくことが重要であるとしております。

また、都内に流通する食品の多くは、都外の自治体ですとか、海外で製造されたものが多いといったことがあります。このため、国や他自治体との連携の強化といったものを2点目に挙げております。

最後、3点目には、都民、事業者などの関係者の意見を反映した施策を進めていくために、「食品安全審議会」、それから「食品安全情報評価委員会」といったような食品安全条例に基づく知事の附属機関、それと、各局の審議会での意見なども活発に活用して推進していくべきだとしております。

最後のページ、28ページでございますが、第2節としまして、「推進計画の実施と見直し」としております。概要でもご説明しましたとおり、重点施策を中心に進捗状況を、毎年、食品安全審議会へ報告する、そして審議会からの意見を聞いていくということと、推進計画の中間時期に進捗状況を広く都民に公表すべきであるといった記載がございます。

また、推進計画の改定時点では、十分に認識されていなかったような新たなリスクが途中段階で顕在化し、このような変化が想定を超えて大きい場合などには、計画の途中段階でも、必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきであるということを記載しております。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営む上で最も重要な事項であるということから、答申の案の報告に示された考え方に基づきまして、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、次期推進計画を策定し、着実に実施する必要があること。このことによりまして、条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことにつながると考えるという最後の結びの言葉としております。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から<答申(案)の中間まとめ>検討部会(案)について説明がございました。これから質疑、応答に入りたいと思いますが、質疑、応答に入ります前に、本日、都合で欠席なさっている小島委員から事前に答申(案)のまとめに関してご意見が事務局のほうに届いていると伺っております。小島委員のご意見について、事務局から説明をお願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 本日ご欠席ですけれども、小島委員より2点ほどご意

見を承っております。

まず、1点目でございますけれども、資料3の14ページに輸入食品対策が記載してございます。ここに残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、こういったものの監視指導といった項目が出てきますが、放射線照射食品、このチェックも加えたらいかがかといった内容でございます。これは、最近でも健康食品で照射された事例がありましたので、香辛料のようなもの、こういったものも放射線が照射されたものがあるのではないかとといったことで、一度調査サンプルをふやしてチェックする価値があるのではないかとといったご意見でございます。

このご意見につきましては、まず、確かに健康食品で照射された例が直近でありましたが、このような事案を受けまして、東京都では放射線照射が疑われる食品を扱う輸入事業者に対して、都内一斉に個別に監視指導を実施しております。今後も自主管理の一環としまして事業者への指導を継続的に取り組めますが、このことは現行の推進計画、これは戦略的プランで輸入事業者の自主管理推進支援にも含まれておりますし、次期計画においても重点施策の輸入食品対策の内容で自主管理の推進といったことも盛り込んでいるといったところでございます。

続いて、資料3の15ページにあります、健康危機管理体制の整備です。ここでの表現ですけれども、健康危機ですとか、健康管理という言い方は、生活習慣病の予防ですとか、そういったものが連想されますので、ここで言っている大規模な食中毒の対策といったことであれば、例えば健康被害予防対策の整備ですとか、食品リスク危機管理対策の整備といった言い方のほうがよいのではないかとのご意見を承っております。

確かに、ご意見にございましたとおり、ここだけ読みますと、健康危機管理体制というのが、何のことを言っているのかわかりにくい部分がございます。計画自体が食品安全推進計画ですので、食品安全に関する施策に関することではありますけれども、明確にするために、「食品安全に関する危機管理体制の整備」といったようなことで、施策名を明確にしていくことを検討したいと、事務局では考えております。

以上です。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局から説明のあった内容について、皆様からご質問、ご意見等を頂戴いたしたいと思っております。資料2、資料3のどちらからでも結構でございますが、特に資料3に関する質問については、質問をいただくページ等を指し示していただいて質問いただければ、大変助かりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、皆様のご意見、ご質問等をよろしくお願いいたします。

お願いいたします。矢野委員。

【矢野委員】 質問と意見が結構な数あるんですが、いいですか。

【大屋部会長】 どうぞ、もし長いようでしたら途中で分けさせていただきますので、続けてご質問下さい。

【矢野委員】 それでは、資料3の2ページです。まず、考え方の3段目に現行の情勢的なものを書いてあるわけですが、5ページにはいわゆる冷凍食品への農薬混入事件のことが書いてあり、2ページにはそれがありませんね。実は、あの事件は結構

大きな事件でしたし、国でも検証委員会が設けられたり、また、以前の中国製冷凍餃子の後に国内で起こったということで、非常にさまざま課題を投げかけた事件だったということであるので、5ページで触れられてはいますけど、やはり全体を通す最初のページに情勢的なもので入れておいたほうがいいのではないかという意見です。

それから、2点目に入ります。14ページです。先ほどの小島委員からの意見で、22番の輸入食品対策のところは、私もやっぱり照射食品は言葉として入れていただきたいという、小島委員と同様の意見です。

それから、3点目です。16ページですが、32番の関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進ということがあるんですが、参考資料の10ページ、次期計画のところでは32番がそれに当たるところなんですけど、現行計画の36番がなくなっているんですね。恐らくこれは整理されて、どこか一緒に入り込んだんじゃないかなと思いますが、実は現行の36番で言っているのは、消費者団体とか報道機関、これらはやっぱり一定の役割を担っているといいますか、一般消費者に対して間に介するものなので、そこで発信する情報というのは非常に重要になってくるんですね。情報リテラシーというのが以前からいろいろ言われていましたけど、やはり情報リテラシーの面からすると、果たす役割がそれなりに大きいものがあるので、例えばマスコミに関しては、国のほうは定期的に懇談会を持っていますし、東京都の場合は現行の36番がどのぐらい実施されたかというのもあるかとは思いますが、関係者をいきなり消費者に、都民だけに戻してしまうのではなくて、消費者団体とか報道機関の、そういった関係者に対してはどうしていくのか。32番のタイトルが「一堂に会して行う」というふうにありますけど、一堂に会して行うことを、今回はメインにするのか。しかし、そういった一堂ではない場合の対応のこともあるから、このテーマのタイトルは少し考えたほうがいいのではないかなと思っています。

それから、続いて……

【大屋部会長】 途中ですみません、あとどのぐらいございますでしょうか。

【矢野委員】 あと二つです。

【大屋部会長】 それではそのまま続けて下さい。

【矢野委員】 ごめんなさい。

24ページです。これは資料3のほうですけど、ちょっとここで教えていただきたいのは、最初の重点施策6の具体的な事項の二つ目、健康被害事例専門委員会というのを、あんまり認識していないので、これは新たな委員会なのか、それとも今までもあって活用されていたのか、ちょっとこのあたりについて少しご説明を願いたいと思います。

それから、最後になります。26ページの重点施策の10です。先ほどの32番にも関連しますが、関係者が一堂に会して行うというところで、タイトルのことを述べましたが、タイトルと、それから具体的な事項に、例えば「児童を対象とした」というふうに、やっぱり一堂ではない項目も出てきているわけですね。そうすると、やっぱり具体的な事項を全部包括するようなタイトルに変えたほうがいいのではないかというふうに思っています。その辺は「一堂に会して」をさらに強化されるということで、このタイトルなのかどうかという説明も含めて。意見としては、私はタイトル

を変えたほうがいいかなと思っています。

以上です。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ただいま冷凍食品、あるいは照射食品、あるいは関係者が一堂に会してということと健康被害事例専門委員会についての質問、一堂に会してについては重なっている部分もありますが、これに関連して質問のある方、おられますか。もし、ありましたらまとめて事務局のほうで回答をお願いしたいと思うんですが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【大屋部会長】 それでは、今の矢野委員の質問に関して、事務局お願いいたします。

【田崎食品監視課長】 まず、第1番目の農薬の混入の問題です。自主管理の視点での衛生管理と、フードテロのような事故が起きたら対応をどうするのかという部分の両面があると思います。農林水産省の調査委員会では、これは事業者のガバナンスの問題だろうという意見もあったと聞いています。

意図的な犯罪を完全に防ぐことは困難ですが、HACCPを含む自主管理として衛生を担保することにより、安全確保を進めることはできると考えております。ですので、正面からフードテロ対策としての対応を記載するのではなく、2段目の自主管理の中に含ませるほうが、私どもとしてはよいと考えております。

矢野委員、いかがでしょうか。

【矢野委員】 ほかの方の意見はいかがでしょうか。

【大屋部会長】 わかりました。

それでは、冷凍食品、フードテロ等に関する事項ですが、中間まとめへの入れ方について、今、事務局と矢野委員の間でちょっと意見が異なる部分があるのですが、いかがでしょうか。積極的に意見を出していただければと思います。

【矢野委員】 あと、ちょっとすみません、思い出したので。

【大屋部会長】 どうぞ。

【矢野委員】 国の検証委員会のほうの報告では、消費者がやっぱり捉えるべき課題というものも出ているんですね。だから、単に行政だけのいろんな監視とか、事業者のいろいろな施策だけではなくて、消費者がそういうことに注意をしなければいけないということが幾つか項目で挙げられているので、そういった意味では、食品安全推進計画に消費者がどうかかわっていくかというところでは、やっぱり一つ大きな課題だったかなとは思いますが。

5ページに触れられてはいるので、最終的な判断は、いろいろな意見を踏まえて合意をしていきたいと思いますが。

【大屋部会長】 ほかの委員の方の意見も踏まえてという矢野委員のお話ですが、どなたかお願いできますか。

森田委員、お願いいたします。

【森田委員】 冷凍食品の農薬の混入の問題というのは、農水省の報告書の中でも、ガバナンスの問題ですとか、あえてここでフードテロ対策というふうな言葉を入れていないということは意味があることだと思います。テロ対策というふうにしてしまう

と、例えば、やれ工場のハード対策だとか、監視カメラだとか、そういう話になりがちですが、報告書の中では、そういうハード対策に終始せず、全体的な取組ということで、自主管理というところで落とし込んでいるという点が、共感ができるところで。報告書をよく読んでいくと、その部分を強調しているんだなというようなことがよくわかるものなので、今、この自主的な取組という、この対応の中に落とし込んでということとはもっともだと思います。

それから、矢野委員のお話では、ここで5ページにあるというのはいいんですが、2ページにはないということですが、ところが一方で、資料2の第2節のところにはあるんですね。第2節のこの大きい紙のところの左側に農薬混入、冷凍食品への農薬混入、という言葉がここで出てきていて、冷凍食品の農薬混入というと、今までの中国の冷凍食品のほうを想定してしまいます。2ページには言葉がないのに、ここに言葉がぽんと一つだけ出てくるのが、あれって感じがあって、むしろ、大きいところの冷凍食品の農薬混入というのは削ってもいいのかなと思っています。というのは、2ページのところでも出てきておりませんし、この中に、5ページに書いてある、その部分でいいのではないかなと。1行だけでこうやって出てくると、いわゆるアクリフーズ問題と思わない場合もあるんですね。ここ1行だけ持っていくことの難しさみたいな、そういうこともちょっと感じているところです。

ですので、まとめますと、5ページで自主的な取組に落とし込んでいるというところ、2ページにないということも、その部分だけ持ってくると誤解を生むということで、よいと思います。であれば、大きなところからも削り、むしろ、この上のノロウイルスやO-157の食中毒の前にカンピロバクターを入れてもらいたいというふうに思っていますが、そういうことも含めると、課題として長くなりますし、どうしたらいいのかなと思っています。大きな資料2のほうはどういうふうにしたらいいのかというのが、まだちょっとまとまっていないところです。そういうふうな感想を持っております。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

もし、ないようでしたら、矢野委員に伺います。今、森田委員から、自主管理のところでもよろしいんじゃないかということですが、いかがでしょうか。

【矢野委員】 先ほども申しましたけど、5ページには触れられているので、皆さんのさまざまな意見を全部一応、取りまとめて判断したいと思いますので、お任せします。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

それでは、ここでもう1点、資料2のほうに関連しますので、先ほどの森田委員の意見についてですが、冷凍食品の農薬混入と書いてあると、中国の農薬と曖昧になるんじゃないかというご意見かと思いますが、この取扱いをどうしましょうか。事務局としてはどうお考えになりますか。

【田崎食品監視課長】 食品衛生という視点から見ると、以前起きた中国産の冷凍餃子、それから今回の冷凍食品の問題、原因は事業者の瑕疵による発生ではありません。しかし、最終的には食品問題になっているということになります。

委員からお話のあった部分が、自主管理の部分、ノロウイルスとかそういった食中毒対策の中に、フードテロ対策の話が入っていると、奇異な感じはあります。

ですので、資料2の第2節のところについては、言葉遣いとか、冷凍食品の農薬混入というのが過去のことも引きずっていると感じられてしまう部分については、事務局で検討させていただければと思います。

【大屋部会長】 それでは、もう一つ、ノロウイルスの部分について、先ほど具体的な提案で、カンピロバクターという言葉も含めて検討いただきたいということですが、いかがですか。

【田崎食品監視課長】 実際に都内でカンピロバクターの食中毒は多く発生しており、ノロウイルス、O-157と同様にリスクの高いものなので、そこも併せて検討させていただければと思います。

【森田委員】 そこはお任せいたします。

【大屋部会長】 矢野委員、森田委員、どうもありがとうございました。

じゃあ、ほかに。廣瀬委員。

【廣瀬委員】 話を余計ややこしくさせるようで申しわけないんですけども、冷凍食品の農薬混入というのは、中国で起きた事例と日本で起きた事例と、たまたま両方とも工場従業員が意図的に混入したという形で起きているわけですね。ところが、一般的なフードディフェンスとなったときに、この事例が突出しているものですから、全部ここへ行っちゃうんですけども、果たしてそういうことだけへの備えでいいのかということもありますよね。

だから今、東京都がフードディフェンスみたいなことに対しどう考えているかというところを、この冷凍食品の農薬混入に代表してしまうと、何だか違った方向に行きそうな気もして、この辺の事例の取扱い、その表現の仕方というのは、かなり慎重に考えていったほうがいいんじゃないかなという気はします。もっと一般論で言ってもいいんじゃないかなという気がするんですね。

【大屋部会長】 事務局お願いします。

【田崎食品監視課長】 一般論というのは、食品衛生という視点でということですね。

【廣瀬委員】 そうです。食品衛生でもいいですし、いわゆるフードディフェンスという考え方で、もっと幅広い考え方がとれると思うんですよね。今回の例えばアクリフーズの話だと、ガバナンスの問題だとか、いろいろ言っていますけれども、そうじゃない、まさに本当のテロというのも、当然あり得る話なので。

私は、よく想像するんですよね。工場に忍び込んで、どこに何を仕掛けたら、一番効率的にやっつけることができるかとか。

そういうふうな、まさに意図的な、本当に人を殺めたいがために何かやるというのも、ないことはない。空想の世界といえましょうけれども、それがまさにフードディフェンスとしてやっぱり求められるものだと思うんです。

だから、そういうふう考えたときに、あまり農薬混入だけの話、ガバナンスの話で集約してしまうようなイメージというのは、さあ、どうかなという感じがちょっとするんですね。

【大屋部会長】 廣瀬委員に質問したいんですが、今言われた、どこでというか、挿入の仕方に関して具体的な提案はありますか。例えば、今言われたような自主管理の中とか、あるいは全般的な中で少し触れるとか、あるいは語句の修正とか、具体的な提案をいただければと思うのですが。

【廣瀬委員】 いやいや、私は5ページでいいかなという気もします。その表現の仕方として、ここに冷凍食品へ意図的農薬混入というところから始まって、かなり書いていますのでね。

そこで、ちょっと話を広げてしまうと、じゃあ食品衛生という立場ですから、これは事業者に対する、事業者による安全担保なので、それは自主管理なんだと。そうすると、その認証と、それからHACCPシステムの普及だという話になっちゃうんですけども、フードディフェンスって、本当にそれでいいのかというところもあるんだと思うんですね。だから、そういう視点を入れるのか、あるいは食品衛生として割り切って、一般的な衛生管理センターでいくんですよというふうに行くのか、そこは覚悟をちゃんと決めておいたほうがいいかなという気がしますね。

【大屋部会長】 わかりました。

今、ある視点というふうな点での入れ方、あるいは一般的衛生管理という立場に立っての入れ方があるということですが、事務局から何かありますか。

【田崎食品監視課長】 フードディフェンスという視点から見て、食品衛生管理と切り離すことは難しいと思うんです。例えば、ポケットのない白衣で、物を持ち込ませないで調理・加工してもらうことは異物混入対策として有効で、かつフードディフェンスの視点でも一定の抑止効果はあると思います。そのような意味で、この5ページの書き方とさせていただいています。

ただ、先ほど申し上げた2ページのところには大々的に書かないで、ここで少し盛り込ませていただくと、先ほどの資料2の第2節のほうについても、ここに同じような書き方で記載させていただければ、バランスはよいかというふうに考えています。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

廣瀬委員、よろしいですか。わかりました。

ほかにございましたら、お願いいたします。

お願いいたします。佐々木委員。

【佐々木委員】 ありがとうございます。全く別件で、ちょっと教えていただきたいんですが、20ページの重点施策1の東京都エコ農産物認証制度の推進ということにかかわる中身です。

記載上の問題ではございません。事務局から大変丁寧な説明をいただきましたので、中身そのものについては大体理解ができましたのですけれど、このエコ認証制度のことにつきまして、私の今住んでいるところは多くの宅地のある場所にあります。そこにハウス農業が営まれていて、実際にその農家さんはそこには住んでおりません。小松菜だとか、枝豆だとか、葱だとか、そういうものを栽培されて、実際市販もされるような手はずも整っておるようでございますけれど、一定の時期になると、必ず農薬を散布いたします。農薬を散布するときは、ビニールハウスをあけて、我が家にもろに農薬の風の状況によっては入ってまいります。そういう状況が、何を質問したいか

と申し上げますと、エコ農産物認証制度の申請は、農家自体がされるのか。実際、そういう農産物が市場に出ているので、そういうチェック機能はあるのかどうか。あくまでも、このエコ農産物認証制度は、生産者の考え方に任せているのかどうかという、いわゆる私たちの口に入る前の段階のことなんですけれど、そのことに関して、もしおわかりになりますれば、質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【大屋部会長】 ありがとうございます。それだけでいいですか。

今、20ページの東京都エコ農産物認証制度に関する質問。これに関して、ほかの方、ご質問ある方、ありますか。

ないようでしたら、事務局、今の佐々木委員の質問に対してお願いたします。

【遠藤食料安全課長】 すみません、産業労働局の遠藤と申します。

この申請自体は、農家さんからの申請になっております。農薬というのは、ご存じだと思いますけれども、使い方、用法、全て決まっていますけれども、その使い方、用法が決まっている中で、その周囲で一般的に使われている農薬の半分、もしくは25%、場合によってはまるきり使わないと、そういう申請をしていただいて、その申請に従った形で栽培を行っていただきますということでお約束をさせていただいているところです。生産物についても、全数の調査というのは、さすがにできませんけれども、その生産者さんがやっているところから抽出をさせていただいて、農薬の検査というのもさせていただくような形をとるようになっております。

よろしいでしょうか。

【佐々木委員】 はい。ありがとうございます。

【大屋部会長】 それでは、ほかにごありますか。

【矢野委員】 すみません、先ほどの質問や意見の説明は、いつごろ聞けるんでしょうか。

【大屋部会長】 すみません。矢野委員の質問内容の回答をいくつか飛ばして進行をしてしまい、申しわけありません。

【田崎食品監視課長】 ご質問があと四つほどあったので。

【大屋部会長】 司会進行の手違い、申しわけありません。事務局お願いたします。

【田崎食品監視課長】 そちらに行ってもよろしいですか。

2点目のご質問で、14ページになります。放射線照射の件ですが、22番の輸入食品対策に該当すると考えます。

これにつきまして、小島委員からも貴重な意見をお寄せになっていただいております。国内ではジャガイモの芽どめ防止に、外国ではカビ毒が発生しないように、香辛料や粉末食品とかの微生物制御に使用されている現状があります。

輸入品については、諸外国における放射線照射の規制は、必ずしも否定的な方向でなく、その機能を利用する現状にあります。

放射に関する検査確認については、主に輸入農産物やその加工品について、付着している鉱物のエネルギーを測定する熱ルミネッセンス法という検査法が行われています。

ただし、食品そのものを検査するのではないため、必ず事業者放射線照射した

を確認した上で、違反を確認しているという現状でございます。

これは、東京都でも過去に、平成15年に調査をした経緯もあり、輸入食品のいろんな調査をおこないましたが、照射した事実確認は難しい現状があります。

都としては、検査法に頼らずに微生物制御が必要な食品というのを輸入している事業者に対し、重点的に監視指導を行っております。都は、事業者に対して放射線照射していないことを事業者の方に自主的に確認してもらっています。確認されていない場合は、その確認を輸入インボイスとか、イングレジデントとかを提出してもらい、報告を求めています。

また、本文の14ページのNo. 22に書いてございますが、22の2段落目の真ん中あたり、「輸入加工食品の自主管理に関する指針」がありまして、ガイドラインが示されています。この中に事業者はきちっと放射線照射については自主管理しなさいという記載がございます、まさしく東京都はそれにのっとり監視指導しているところでございます。

検査に係る弱点を補うという格好で、輸入食品のチェックしているところでございます。もちろん、必要に応じて検査は行います。まずは、監視指導できちっと自主管理の中で押さえている現状でございます。

【大屋部会長】 今の事務局の説明でよろしいですか。

次は、関係者が一堂に会しての部分についてお願いします。

【田崎食品監視課長】 16ページの中で幾つか記載があったと思いますけども、関係者が一堂に会して行うというところです。こういったフォーラムでの開催させていただいております。子供たちへの支援とか、食品衛生に対する理解を深めてもらう事業もあり、健康安全研究センターでも実施しております。

全体を通じるとリスクコミュニケーションなのかなと、そういった部分がメインとして多いのかなというところです。一堂に会してやるものが、例えばフォーラムとか、そういったものであれば、もし、一堂に会して行うという言葉が余り適切でなければ、リスクミなどという、そういった表現にさせていただくほうが、むしろ一般的かなと思われそうですが、いかがでしょうか。

【大屋部会長】 お願いします。

【矢野委員】 先ほどの参考の現行計画の36番との関連について、説明をお願いします。

【田崎食品監視課長】 実際に各メディアの方も一緒に行っている事業もあり、今回、新しい項目の中で入れさせていただいており、例えば、都民フォーラムなどの事業を活用させていただいて、実施させていただければと思っています。

サテライトミーティングといった夜のクローズドな検討会を過去にやっていたんですけども、ああいった形ではなくて、もっとオープンに全体的に進めるほうが、よりわかりやすいですし、一般の方にも周知させていけると考えております。個別の意見交換会ではなくて、もっと、広く意見交換の場を充実させていきたいという考えでございます。

垣委員から何かございますか。

【垣食品医療品情報担当課長】 必要に応じてしっかりやっていきたいと思っております。

【大屋部会長】 よろしいですか。どうぞ。

【矢野委員】 先日、食品安全委員会でリスコミのあり方に関する勉強会の1回目を私も傍聴させていただいたんですけど、以前、農水省に勤めてられていた山田先生のお話は、非常に内容が充実していきまして、参考になることが非常に多かったんです。最終的に山田先生のお話では、リスコミをもっと充実させるには、小規模がかなり効果的であるということでした。それから、先ほど、田崎さんのほうから言われましたクローズドのサテライトも私は参加しましたが、あれはあれで、まさに関係者が本当に率直に意見交換できる場としては、非常に重要でした。

だから、一堂に会して、大きなフォーラムというのは、それはもちろん大切ですし、推進していくべきものですが、それと一緒に、やはり小規模の関係者を集めて密に意見交換することを一緒にやっついていかないと、大きいフォーラムだけで対応するというのは、いつまでたってもなかなか疑問点が解消されなかったり、間違った報道がそのままなされたりという状況があるので、これから6年間の間に、やはりそういったリスコミが重要であるという意味では、そこに力を入れられるさまざまな施策を講じていくという意味では、一堂だけをメインにするのではなくて、さまざまな対応ができるということをもっと展開したほうがいいのではないかなと思っています。

【大屋部会長】 お願いします。

【田崎食品監視課長】 子供たちにわかりやすく情報提供したり、素朴な意見を相互にキャッチボールできるというものも重要だと思います。矢野委員からお話のありました小さなリスコミについても全く行わないわけではありません。例えば健康安全研究センターや保健所もございますので、そういった個別小さな単位でのコミュニケーションも必要と感じています。その辺はこれから、この6年間の事業を進める中で少しずつ進めさせていただければなというふうに考えています。

【大屋部会長】 よろしいですか。

それから、もう一つありましたね。24ページの健康被害事例専門委員会について。もう一度お願いできますか。

【矢野委員】 これについて、わからないので教えてください。

【垣食品医療品情報担当課長】 14ページの23番について、下のほうに記載されてる内容にも関連するご質問をいただいたかと思えます。

記載されている「医療機関等と連携し」というのは、東京都医師会、それから東京都薬剤師会ですが、健康食品の利用が疑われる健康被害情報の収集をお願いしていきまして、収集された情報につきまして、条例に基づき設置されている東京都食品安全情報委員会の専門委員会において分析をした上で、その情報を医療機関のほうに提供するという形で、平成18年度から実施しております。現在、300事例ほど分析して、医療機関に情報提供しております。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

【泉谷委員】 HACCPの件につきまして若干お伺いをさせていただければと思っております。

5ページになりますが、平成25年6月云々という形の中で「日本の食品の安全・

安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCP」という、ここで海外の安全基準に対応するHACCPという言い方をされておるんですけども、後ろの基本施策、10ページになりますが、こういった部分につきましては、いわゆる、日本型HACCPと言われております総合衛生管理製造過程の承認を目指すという形で捉えられておるんですが、必ずしも日本型HACCPと呼ばれております総合衛生管理製造過程というところが国際に適合しているかどうかという疑問点が多々出ておるかと思うんですが、そのあたり、どのように考えておられるのかな。あるいは、言い回しの問題なのかもわからないのですが、お聞かせいただければと思います。

【大屋部会長】 事務局、お願いします。

【田崎食品監視課長】 ちょうど10ページの3番の三つ目ですね。また、「HACCP導入型基準」、これは、国からガイドラインが既に示されておりまして、各自治体にガイドラインに従って条例化することになります。

しかし、マル総レベルのものと、それから例えばEUで示されているリテールHACCPとでは格段の違いがあって、そういった意味では、将来的に国はHACCP導入を考えているとの話もございますが、まだ、方向性は決まっていないと考えます。

この「また」というところで、「HACCP導入型基準」についてですが、今後、日本型のHACCPで、汎用性のあるHACCPを導入していくという動きになっていきますので、そうであれば、我々としても、それにあわせて力を注いでいくといったところです。それぞれHACCP導入型基準とマル総とでは、基本は同じだがとっつきやすさという点では相応の差があると考えます。

今後、二つの路線といいますか、別々の路線で進むものと考えます。

【泉谷委員】 あとは、表現の問題なんでしょうけれども、従来のHACCPということに対する承認というところは、ちょっと前に出過ぎていて、それと違う、新しいHACCPを目指しているということも並行して伝えられればいいかなというふうな気がいたしましたということでございます。

もう1点、いいですか。

【大屋部会長】 どうぞ。

【泉谷委員】 もう1点は、監視指導のところの概念になるんですが、13ページ、これはどちらかといえばお願いといいますか、食中毒の事例という形で、ここ5年、あるいは10年の推移の中からいきますと、最近の傾向ということで、ノロウイルス等は当然のことながら、先ほどお話に出ましたように、カンピロバクターの問題、それからもう1件が、アニサキスの問題というようところが出てこようかと思えます。今、市場等々の調査、東京都さんも行われているかと思うんですが、例えば市場の商品の鳥肉関係でいくと、30%なり40%から出てくるというような形の中で、具体的に監視された結果をどのように活用されていくのか。要するに、情報提供だけで終わってしまうのかどうかということよりも、もう少し、危険性というか、危害性というところを都民にアピールするといいますか、お知らせしていくというようなことも大事だろうと思うので、特に市場等流通する中、あるいは、と畜場における食肉の安全確保で出ていますけれども、どちらかといえば牛、豚が中心になってしまいますけれども、食鳥処理というんですかね、そういったところへの監視、あるいは指導強

化といったところも、もう少し具体的に、あるのであれば記入していただければという気がいたします。

【大屋部会長】 お願いいたします。

【田崎食品監視課長】 カンピロバクターについてですが、生食用のリスクにつきましては国の薬事食品安全審議会において、現在、検討されております。

生食用食肉については、検討段階ですが、恐らく豚肉については規制される形になると思います。

一方、カンピロバクターとの関係が深いとされる鶏肉については、生食による食中毒は統計的にも多くの記録があります。都として国の審議会でも、一定の規制はすべきとの意見を出しております。

また、食鳥処理については、大規模処理業が都内にないものですから、これは生産地を管轄する各自治体対応ということになります。厚生労働省が今後対応すべき案件と考えます。

東京都については、今、委員のおっしゃった内容なんですけども、かねてから生食についてはリスクが高いこと、あと、調理営業や加工段階での二次汚染について、普及啓発のための、パンフレットや映像媒体を作っております、業界の皆様にも普及啓発をしているところではございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

【田崎食品監視課長】 よろしいですか。

【大屋部会長】 どうぞ。

【田崎食品監視課長】 先ほどの矢野委員からのお話で、「一堂に会して」という表現でございますが、小さな講習会等も含めるとなると、「一堂に会して」という言葉のみでは、必ずしも適切な表現ではないかもしれませんので、表現を事務局で考えさせていただければというふうには思います。

【大屋部会長】 具体的な記載方法かと思いますが、よろしくお願ひします。

個々の内容についてのご質問のある方もまだまだいらっしゃると思いますが、全体を通し、この答申をまとめるに当たっての提案等もあるかと思いますが、そうした視点からご意見のある方もどうぞお願いいたします。

事務局のほうで、これまで委員からたくさんの意見が出されておりますが、それらについて、事務局のほうでまとめたものがありましたら、ここで発表願えますか。

【高橋食品安全担当課長】 本日、さまざまなご意見をいただきました。具体的に、本文の資料3の中で、今後、文言として事務局から検討を考えていきたい視点としては、大きく2点あるのではないかと考えております。

1点が、冷凍食品への農薬混入の箇所でございます。資料2でいきますと、一番左の第1章第2節の施策の柱1に書いてある部分でございます。また、資料3の本文でいきますと、5ページに書いてある内容でございます。こちらにつきましては、本日のご意見を踏まえまして、どのような表現が適切なのか、事務局のほうで検討させていただきたいと考えております。

また、2点目としましては、基本施策、それから重点施策にもございます、施策No. 32の「一堂に会して行う情報、意見交流の推進」でございます。ここも重点施

策の説明で書いてあります内容とあわせたような施策名がいいのではないかというご指摘をいただいておりますので、事務局のほうで適切な施策名を検討していきたいと考えております。

以上です。

【大屋部会長】 どうもありがとうございました。

ただいま、今日の検討会での意見の取りまとめの反映の仕方について、事務局から説明がありました。皆さん、よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

【森田委員】 すみません、1点だけ。24ページの「健康食品」のところなんですけれども、都民への普及啓発ということで、「健康食品」ナビはもうずっとやっておられているのですけれども、この一番下に、消費者教育といったような、そういう部分を入れていただければと思います。国も恐らく消費者教育はやるでしょうけれども、なかなか今までのを見ていても、国では足りず、むしろ東京都が積極的に取り組んでくださいました。都民への普及啓発の中に消費者教育も入るのかもしれないんですが、ここを強化という項目なので、新たな制度だけではなくて、健康食品の全般に対する、今ある栄養機能食品と特保と新しい制度と、いわゆる健康食品全て、そういった何らかの機能を想起されるような、そういう食品と消費者がどうつき合うかといったような、そういう部分をここで1行、もし、加えていただければなというふうに思ったんですが。

【大屋部会長】 お願いいたします。

【田崎食品監視課長】 教育という表現だと若干、普及啓発への表現は問題ないと思うんですけども、どちらかというところ…。

【森田委員】 上から目線。

【田崎食品監視課長】 そうですね。今、森田委員のおっしゃっているのは、機能性食品の関連も含めてというお話でしょうか。

【森田委員】 はい。全てのいろんな制度を網羅して、それに対して消費者がどう選択し、表示をどう理解しというところなんです。これは、でも普及啓発に入るといえば入るんですけども。

【田崎食品監視課長】 内容的にはここに入ると考えております。

【森田委員】 わかりました。

【田崎食品監視課長】 普及啓発について、全体を通じて情報提供するとなると、食品衛生だけの話ではなくなってくるのかなと。

【森田委員】 多分、事業者向けで講習会とかはされているんですけど、消費者向けの例えばコミュニケーションとか、そういったことはされて——タブレットはもちろん存じ上げていますし、ナビも存じ上げていますけれども。

【吉村企画調整課長】 食品限定ということではないんですけども、広く消費者の方に対しては情報提供しておりまして、飯田橋の消費生活総合センターのほうでも消費者団体さんらと連携させていただいて、そういった食品に関するものもテーマに、情報交流集会等の取組をさせていただいておりますので、今後もそういったタイムリーなテーマということでは、候補に挙がってくる可能性はあるかなというふうに思っ

ております。

【森田委員】 ありがとうございます。

【田崎食品監視課長】 消費者センターから講師と呼ばれ、我々が講習会で説明するケースもございます。このことは、消費者の皆様と我々々が連携しながら、食品の安全を進めさせていただいている事業だとも考えております。

【大屋部会長】 よろしいですか。

それでは、この辺で少しまとめさせていただきます。

これからの修正作業等の今後の段取り等につきまして、事務局、お願いいたします。

【田崎食品監視課長】 幾つか修正点がございました。また、若干の文言修正というところもございます。これらを併せ、部会長と内容についてはご相談させていただいた上で、部会長のある程度一任という形で、よろしいでしょうか。

修正内容について、先ほどの内容で事務局のほうから話をさせていただいた内容でご了承いただければ、部会（案）として審議会にご報告させていただきたいとぞんじます。

【大屋部会長】 皆様から本日提案いただいた事項については、事務局からお話がありましたとおり、その修正の段取りについては、今後、私と事務局のほうで話し合いながら進めていくということでよろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

【大屋部会長】 ありがとうございます。

続きまして、今後の審議会のスケジュールについて説明をお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 それでは、審議会の今後のスケジュールでございます。来月、8月に第1回の親会、審議会を開催させていただきまして、大屋部会長から中間まとめの検討部会（案）を報告させていただきます。審議会での内容の了承が得られれば、東京都のホームページ上で中間のまとめという形で公表させていただきたいと考えております。そこでパブリックコメントを実施させていただくということでございます。

さらに、パブリックコメントでお寄せいただいた意見を事務局で集約しまして、第3回の検討部会、もう一度検討部会を開催させていただくんですけれども、パブリックコメントの結果を委員の皆様にご報告させていただき、答申の部会（案）をまとめさせていただきたいと考えております。

その後、最終的に第2回の審議会を開催して、そこで答申がいただければと考えております。

なお、3回の検討部会につきましては、9月11日の木曜日14時から予定させていただいております。開催場所の詳細につきましては、決定次第、事務局からご連絡させていただきたいと思っております。

スケジュールにつきましては、以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局からの説明のとおり、次回は9月11日の14時からということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

スケジュールに関しまして、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【大屋部会長】 お手元の会議次第によりますと、第3でその他とあります。まず、委員のほうから、その他のところで、今まで気がついたことが何かありましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)。

【大屋部会長】 それでは、事務局のほうから、その他のほうは何かございますか。

【田崎食品監視課長】 特にございません。

【大屋部会長】 わかりました。

皆様のご協力をいただきまして、ちょっと早目に会議を終了することができました。ありがとうございました。

ここで事務局に進行をお任せいたします。

【田崎食品監視課長】 本日の検討会は、これもちまして閉会をさせていただきます。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。

午後4時53分閉会